

平成22年11月26日

かつらぎ町教育委員会 様

かつらぎ町学校給食運営審議会  
会長 岡村 祐三

答 申

平成22年8月26日付け、か第0826001号により諮問を受けたので  
別紙のとおり答申します。

## 1 はじめに

### 1) 学校給食にかかる経過

かつらぎ町の学校給食は、大谷小学校において、戦後、保護者の自発的な取り組みから始まり、それを町が公営化し自校調理方式の学校給食として今日まで続いています。

しかし、他の小学校では、学校給食が実施されず、昭和48年かつらぎ町育友会連絡協議会（以下「育友会」という。）より「学校給食完全実施について」の請願書が町議会に提出され、翌年採択されました。しかしながら、財政上のことや学校改築等を理由に先送りされてきました。

その後、保護者からさらなる学校給食実施を望む声の高まりのなかで、平成7年、当時の南町長が「学校給食推進委員会」（以下「委員会」という。）を設置して本格的な議論が始まりました。

平成8年には育友会から「自校調理方式による学校給食実施を求める請願」がかつらぎ町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出されましたが、その直後の平成8年7月に堺市でO-157集団食中毒が発生し、文部科学省は給食システムなどを検討するなか、委員会は協議を見合わせました。

平成9年育友会から委員会に「学校給食早期実現に関する要望書」が出され、協議が再開されましたが、学校給食よりも老朽化による学校改築を優先することが確認されました。

平成14年町議会議員の提案による「学校給食の早期実現を求める決議」が議会で採択されました。翌年の平成15年には三谷小学校が改築され、平成18年委員会を再開し、平成19年の委員会では実施方法として自校方式、センター方式などを協議しました。協議の結果、財政上の問題から耐震対策が優先され、大規模改造や学校改築工事が行われました。

山本町長は、町民の悲願である学校給食の実施をこれ以上先送りできないとの判断により、平成21年9月議会で小学校の校舎改築と併せ、開校する小学校から民設民営による学校給食を実施すると表明しました。その後、委員会を再開し、平成24年4月から笠田小学校と渋田小学校、平成25年からは妙寺小学校で民設民営による学校給食をどのような内容で実施すべきか協議してきました。

委員会は、平成22年3月末を以って解散し、教育委員会の附属機関として「かつらぎ町学校給食運営審議会」（以下「審議会」という。）が設置され、委員会での協議内容を踏襲して審議し、今日に至っています。

## 2) 審議経過

平成22年8月26日付けで、教育委員会から審議会に民設民営による学校給食をより充実した内容にするため、次の6項目の事項について諮問された。

- (1) 民設民営による学校給食の運営について
- (2) 学校給食における献立、食材の選択、地場産物の活用について
- (3) 学校における給食の運営内容（配膳、食育指導）について
- (4) 安全の確保、食物アレルギー、残食等への対応について
- (5) 学校給食費の設定、徴収方法（未納問題）について
- (6) 梁瀬小学校の学校給食について

諮問を受けて、審議会を6回開催し、その間、県内で民設民営により学校給食を実施している美浜町と食物アレルギー対応の学校給食を実施している有田市を視察して研修した。また、答申作成にかかる小委員会を2回開催した。

審議会の開催は限られた期間ではあったが、昼夜の会議にもかかわらず委員の出席は全員に近く、子どもに安全安心で、かつ魅力的な給食の実現に向けて活発に論議し、慎重に協議をすすめてきた。

この度、その協議を以下のとおりまとめたので、ここに答申する。

教育委員会は、本答申内容を充分検討し、安全安心で豊か、かつ特色ある給食の実現に努められたい。

## 2 基本的な考え方

- (1) 平成24年度より実施する学校給食は、学校給食法の精神に基づき、子どもを持つ親や町民の長年にわたる悲願であることをふまえ、子どもたちが喜び、親が安心できる給食の実現に努める。
- (2) 将来を担う子どもたちを育てるため、地域社会や関係者と協力して豊かで充実した学校給食の実現に努める。
- (3) 学校給食を町づくり計画の一環に位置付け、地元農業と連携した地産地消と食育の推進に努める。
- (4) 民設民営による学校給食においては、特に安全安心に充分留意する。近い将来、行政の責任において公設によるセンター方式に移行し中学校給食も含めて実施する。

### 3 民設民営による学校給食の運営について

民設民営による学校給食は、町長が平成21年9月議会で「財政問題を大きな理由として、まずは民設民営による学校給食を開校した小学校から実施する。しかし、近い将来、中学校給食も含め考える必要がある。学校給食はセンター方式にすべきだと考える。」と答弁したように、先ず民設民営でスタートし、近い将来、中学校給食も含めた学校給食を公設によるセンター方式で実施する。そのために、審議会で引き続き協議するとともに教育委員会に対しては早急に移行計画の策定を求める。

なお、民設民営の学校給食では、労働者派遣法等の関連法規により栄養士が業務委託した民間業者の調理員に直接指示できないという課題がある。このことを克服するには、公設によるセンターの設置が必要である。また、民設民営の学校給食を実施する市町村に対して、和歌山県は栄養士の配置を行わないので町で雇用しなければならない。

業務委託する民間業者については、学校給食法をはじめ学校給食衛生管理基準などの法規制を遵守でき、運営においては子どもや保護者、そして学校の要望などに対応できる業者を選定する。その具体的な委託内容は、給食の調理作業と運搬、そして食器の洗浄とする。

なお、今日の経済的に低迷する地域社会においては、今回の民設民営による学校給食を実施することにより食材調達や雇用などで本町の経済対策となることを切に期待する。

### 4 学校における給食の運営内容（献立、食材の選択、地場産物の活用、食育指導）について

学校における食育の生きた教材となる学校給食の充実を図るため、地場産物の活用や米飯給食の充実を図る。そのため、地元の野菜や果樹を活用して、季節が感じられる地域に密着した学校給食に努める。この地場産物の活用は、生産者・農協・市場・納入業者などと連携して、安全安心な品質、需要と供給の量、価格の条件などをクリアしながら、地場産物を購入しやすいシステムづくりに取り組む。また、遊休地を利用した、子どもを含むボランティアによる野菜作りも志向する。

栄養士は教職員と協力し、学校給食をとおして成長期における子どもたちの健康増進と食育の充実を図る。そのために、各学校の給食主任や養護教員などとの連携を密にし、子どもの状態や反応を献立や調理に活かすとともに、

生産者や食材などをとおして食に関する正しい知識や考え方を育て、健全な食生活が実現できるよう努める。栄養士の業務範囲は、献立作成、食材の調達と検査、調理指示と検査とする。文部科学省の設定した学校給食摂取基準を目安に、栄養バランスのとれたおいしく、子どもに魅力ある献立を作成する。

町内唯一、学校給食を実施している大谷小学校は、長年にわたり地域に支えられながら実施されてきた自校調理方式で、作り手の思いや願いが見える手作りの給食であり、この自校方式の良さやノウハウを今回の民設民営による大量調理のなかで活かせるよう努める。

学校給食の運営は、子どもたちの声や保護者の願い、日々指導する教師の思いなどを栄養士が中心となってまとめ、委託業者と定期的に協議する体制が必要となる。

## 5 安全の確保、食物アレルギー、残食等への対応について

食物アレルギーの子どもは、年々増加し、子どもの命に関わる重要なことで、家庭と連携をとりながら、一人ひとりに応じた対応が必要となる。

そのため、学校給食で起きるアレルギーの症状に対する学校の対応は大切で、入学時の「診断書」だけですべてを判断することなく、毎年保護者、医師、学校、栄養士が協議して、相互理解を図らなければならない。

学校給食としての対応は、除去食、代替食などの方法があるが、大量調理のなかでアレルギー物質の飛散を考えれば、別の調理場所や調理ラインが必要となる。委託する民間業者については、アレルギー対応ができる施設やノウハウを有する民間業者の選定を望む。ただし、家庭の理解と協力を得て弁当で対応せざるを得ないケースもある。

残食については、味付けや量、そして栄養面をふまえた献立や自らの健康の大切さを学び、食べ物や食に関する人々に感謝できる子どもの育成が大切となる。しかしながら、不可避免的に生じる子どもたちの食べ残し、調理時の野菜くずなどは堆肥化、飼料化などによる活用方法を検討していく。

## 6 学校給食費の設定、徴収方法（未納問題）について

学校給食は、栄養バランスに優れた献立により、成長過程にある子どもたちに必要な食事を提供し、また、子どもに食に関する正しい知識と食習慣を身に

つける目的がある。そのため、学校給食は、子どもの健やかな成長にとって大きな教育的意義を持っている。

学校給食にかかる経費は、学校給食法によって規定され、食材費は保護者が負担し、その他の経費は町負担で運営される。このような学校給食の意義や運営の仕組みについて、保護者の十分な理解と認識が必要となる。

給食費の徴収方法は、基本的に未納がなく、学校負担が少なくなるよう口座振替制度など様々な工夫が必要である。

給食費の設定や精算は、現在大谷小学校で行っている状況を参考にして、給食費は250円前後とし、毎月定額を徴収して年度最後の3月での精算が適切と考えられる。

## 7 梁瀬小学校の学校給食について

梁瀬小学校の学校給食については、委託する民間業者が調理後1時間30分以内に配送が可能であれば、食缶方式の学校給食を実施する。しかしながら、基準の時間以内に配送が困難な場合は、ふるさとセンターで学校給食の献立を参考に調理した弁当を平成24年度から実施する。

花園幼稚園は、保育所機能も有しているため、梁瀬小学校と同時に実施する。